

2023年6月2日

厚生労働大臣 加藤勝信様  
原子力規制庁長官 片山啓様  
環境大臣 西村明宏様  
東京電力ホールディングス株式会社社長 小早川智明様

原子力資料情報室  
ヒバク反対キャンペーン  
原水爆禁止日本国民会議  
アジア太平洋資料センター (PARC)  
全国労働安全衛生センター連絡会議  
原発関連労働者ユニオン

## 第24回被ばく労働問題に関する省庁・東電交渉要請書

### 1. 福島第一原発における労災防止と労災補償

2022年12月23日、厚労省は、「『電離放射線障害の業務上外に関する検討会』の検討結果及び労災認定について」で、福島第一原発事故における事故後の作業員2名に真性赤血球増加症及び白血病を業務上と認め労災認定したことを公表した。

労災認定された事例①は、60歳代の男性で昭和54年12月～平成29年6月のうち約5.9年、放射線業務に従事し（福島第一原発事故後は、同原発構内での作業にも従事）、総被ばく線量は約139mSv（うち事故後の福島第一原発での作業：約60mSv）だった。労働者は全国の原子力発電所で電気系統の定期検査の業務等に従事し、福島第一原発事故後においては同原発構内での電気系統の工事における指導業務に従事していた。

労災認定された事例②は、70歳代の男性で平成6年1月～平成30年2月のうち約8.6年、放射線業務に従事し（福島第一原発事故後は、同原発構内での作業にも従事）、総被ばく線量は約78mSv（うち事故後の福島第一原発での作業：約31mSv）だった。労働者は全国の原子力発電所の関連設備の建設作業に従事し、福島第一原発事故後においては同原発構内でタンクの新設工事等の業務に従事していた。

さらに2023年3月14日、厚労省は「検討会」（2023年3月5日開催）で、福島第一原発事故における事故後の作業員1名が発症した白血病を業務上と認めたと公表した。

労災認定された事例③は、40歳代の男性で平成10年5月～令和3年12月のうち23年、放射線業務に従事し（福島第一原発事故後は、同原発構内での作業にも従事）、総被ばく線量は約124mSv（うち事故後の福島第一原発での作業：約95mSv）だった。労働者は全国の原子力発電所において原発の運転操作業務等に従事し、福島第一原発事故後は、主に、原子炉への給水操作、水処理設備の運転操作等の業務に従事していた。

- (1) 事例①の労働者の具体的な作業内容等について明らかにすること。【厚労省、東電】
- (2) 事例②の労働者の具体的な作業内容等について明らかにすること。【厚労省、東電】
- (3) 事例③の労働者の具体的な作業内容等について明らかにすること。【厚労省、東電】
- (4) 赤血球増加症を加えて、労災保険制度において放射線被ばくにより発症するおそれのある疾病について、厚生労働省、東京電力は緊急作業従事者だけでなく、全ての作業員、元作業員に周知徹底し、請求勧奨を行うこと。【厚労省、東電】
- (5) 2021年度の労働災害の発生件数、内容について明らかにすること。【厚労省】
- (6) 2021年度の労災補償状況について、請求件数、支給決定件数、傷病名等について明らかにすること。【厚労省】
- (7) 放射線被ばくによる疾病として労災請求され、これまで電離放射線障害の業務上外に関する検討会（第1回2003年1月～現在）で検討されてきた疾病、決定件数、被ばく作業内容、労基署、被ばく線量等について明らかにすること。【厚労省】

## 2. 福島第一原発における新型コロナウイルス対策

- (1) 2023年3月29日現在、福島第一原発の東電社員及び協力企業の新型コロナウイルス累計感染者数は1,751名（社員280名、派遣社員2名、協力企業作業員1,466名、取引先企業従業員3名）と報告されている。現時点での福島第一原発における新型コロナウイルス感染者数を明らかにすること。【東電】
- (2) 東電はこれまでの福島第一原発での業務に起因して感染し労災請求した事例はないと回答しているが、前項のとおり累積感染者数が1,700名を超え、協力企業の作業員も1,450名を超えて感染しているなかで、福島第一原発での業務に起因して感染が起きていないとは考えられない。昨年来、オミクロン株に変異後、感染状況が悪化した際に、本来労災請求すべき事案が抑制されているのではないかと思われる。福島第一原発の業務により感染したと考えられる場合には、労災補償請求すること。また元請事業者、下請事業者に周知徹底し、請求勧奨を行うこと。【東電、厚労省】
- (3) 本年5月、新型コロナウイルス感染症が5類に変更となった場合について、福島第一原発における新型コロナウイルス感染防止対策の措置について明らかにすること。【東電】

## 3. 労働環境改善に向けたアンケート(第13回)結果と労働条件確保について

- (1) 不適切な作業指示（問9）、労働条件の書面受理・支払いについて（問10）、個人線量計（APD）の不正使用（問11）、福島第一原発構内での作業時間（問12）について、いずれも法令違反が伺われる回答が前回に比べ微増している傾向が確認された。東電は個別事案について元請企業を通じて確認するとしているが、質問項目ごとに、その結果と対応について明らかにすること。【東電】
- (2) 福島労働局が2022年6月に公表した福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県

内での除染等の業務等を行う事業場への監督指導結果（令和3年）では、福島第一原発内の廃炉作業で、340事業場を監督指導し、137事業場（40.3%）に労働者の安全・衛生・労務管理関係に違反する事業場があり、うち安全衛生の措置に関する違反事業場は10事業場（2.9%）、労務管理関係の違反事業場は113事業場（33.2%）と報告している。東電は、こうした監督指導状況についてどのように受けとめ、法令違反の是正、労働者の権利確保に取り組んでいるのか明らかにすること。【東電】

（3）福島第一原発の廃炉作業に従事する労働者の賃金等の基本的労働条件が抜本的に改善されない限り、作業員の就労意欲も高まらず、ひいては事故収束・廃炉業務を担い手も確保できなくなることが懸念される。ついては、福島第一原発の作業員の賃金改善のために、東電は「設計上の労務費」の増額をはかき、下請企業で働く作業員の賃金を底上げすること。【東電】

（4）今年政府に経済政策においても労使双方に対し労働者の賃上げに取り組むことを要請している。現在の春闘状況においても、大手企業を中心にベア込みで5%以上の賃上げを回答が続いている。福島第一原発の事故収束・廃炉業務は政府・東電が責任において進められている。その福島第一原発の事故収束・廃炉業務に従事する協力企業及び下請企業の労働者の賃金引き上げがどれだけ実現されたのかを調査し、明らかにすること。【東電】

#### 4. 放射線被ばく防護対策と被ばく線量管理

（1）現在までの放射線管理計画届、放射線作業届の件数を明らかにすること。労基署に提出した計画届、作業届を上回る放射線被ばくを受けた作業内容及び被ばく線量を具体的に明らかにすること。【厚労省、東電】

（2）汚染水処理の海上放出処理に従事する作業員の放射線被ばくリスクと対策について明らかにすること。【厚労省、規制庁】

（3）福島第一原発事故から12年以上が経過した。今回の労働環境評価アンケートに従うと、震災以降の作業経験年数が10年以上の作業員数は907名に上る。事故収束・廃炉業務における被ばく線量の管理・評価は5年を超えたら通算の年数で評価すべきである。このため作業経験10年以上の907名の累積被ばく線量を線量分布の形式で明らかにすること。【東電、厚労省】

（4）東電が毎月更新している福島第一原発作業員の被ばく線量の評価状況では、2022年度（2022年4月～2023年2月）、月に10mSv以上の被ばく事例が3回、9mSv以上～10mSv未満の事例が少なくとも3回ある。これらの高線量被ばく作業の内容を具体的に明らかにすること。【東電】

#### 5. 作業員の健康管理と救急医療体制(ER)

東電はこれまでの回答で、2021年3月末までの災害による死亡確認件数は3件、2021

年3月末までに福島第一原発構内で心身不調によりERに搬送され、外部搬送された件数は145人（内訳は、骨折33人、熱中症10人、創傷16人、心筋梗塞13人、脳卒中11人、その他62人）。また2022年1月～3月28日までに外部搬送された件数は4件と回答（骨折1、その他3）している。

（1）2022年度、外部医療機関に搬送された件数と傷病名の内訳、死亡件数について明らかにすること。【東電】

（2）救急時に電話によるERへの通報体制を確立すること。

（3）AEDの設置場所と周知、訓練の状況について明らかにすること。

（4）東電は福島第一原発構内において事故収束・廃炉作業に従事する作業員の健康管理を元請事業者、下請事業者の協力を得ながら取り組む責任がある。構内で負傷や心身不調により、ERに搬送され、外部搬送された作業員に関する情報（療養状態、生死、業務上外の有無等）を元請や下請事業者の協力を得ながらできる限り把握し、災害の再発防止対策、作業員の健康管理の徹底に生かすこと。【東電】

（5）福島第一原発のERの運用に関して具体的なガイドラインを策定すること。【厚労省】

（6）脳・心臓疾患、熱中症など重篤な疾患、負傷に対応できるようERの機能、体制を強化するとともに、搬送先の医療機関との連携等を強化すること。【東電】

（7）外部搬送事案について詳細な情報を東電として把握し、再発防止に生かす仕組みを作ること。【東電】

## 6. 福島第一原発緊急作業従事者の長期健康管理について

東電福島第一原発緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況について

（1）現在までの実施状況を明らかにすること。【厚労省】

（2）白内障及びがん検診の結果について明らかにすること。【厚労省】

（3）福島第一原発緊急作業従事者だけでなく、すべての原子力関連施設で放射線業務に従事する作業員に放射線被ばくによるがんなどの放射線障害の労災補償について周知徹底すること。【厚労省】

<参考> 原発等労働者の放射線疫学調査第5期（2010年度～2014年度）では、4期につづき、1999年3月現在「放射線影響協会放射線従事者中央登録センター」に登録されていた約34万3千人（放射線管理手帳交付の登録累積）のうち、実際に被ばく労働に従事し、住所が判明した労働者は24万817人（70%）であったとされている。住民調査は中央登録センターから得た情報と原子力事業者等の協力を得て実施されている。

（4）厚生労働省が作成、配布しているリーフレット「労災保険から放射線被ばくによるがんなどの疾病の補償制度のお知らせ」では「当面の労災補償の考え方」が記載されているが、「今後新たな医学的知見が得られた場合には検討します。」という文言を追加し

て明記すること。【厚労省】

(4) 東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学研究について、第1期5年間の終了し、2019年度から第2期調査研究が(独)労働者健康安全機構・労働安全衛生総合研究所に移管されて実施されている。同研究への緊急作業従事者の参加状況及び研究の現状と今後の課題について明らかにすること。【厚労省】

## 7. 緊急時の避難計画と訓練について

地震、津波、火災等の災害により原子炉内部に異変が発生し、放射能が外部に放出される緊急事態が発生した場合に災害対応の計画と体制、作業員の避難計画と訓練について明らかにすること。【規制庁、東電】

## 8. 除染土壌再利用の実証事業における被ばく対策等について

現在環境省は、除去土壌の再生利用実証事業を福島県外で行うことを計画しており、実施場所は東京都新宿区の「新宿御苑」、埼玉県所沢市の「環境省環境調査研修所」、さらに茨城県つくば市の「国立環境研究所」が候補とされている。その実証事業の目的は、「具体的には、芝生広場や花壇、駐車場で再生利用を行い、運搬時、施工時及び供用時の安全性等の確認を行うとともに、理解醸成のツールとしても活用する予定です。」とされている(環境省中間貯蔵施設情報サイトより)。すなわち、運搬や施工における労働者の安全性の確認がその要素の1つになるが、その方法については明らかにされておらず、十分に検討されているのかは疑問がある。

「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」(環境省、2016年6月30日付、2017年4月26日と2018年6月1日に一部追加。以下、「基本的考え方について」と略称)によれば、「周辺住民・施設利用者及び作業員における追加被ばく線量が1 mSv/年を超えないようにするための措置」として、

1. 計画・設計時における使用する場所、事業種、部位の限定、
2. 計画・設計に応じた減容処理・出荷時における再生資材の放射能濃度の制限、
3. 施設の施工・供用時における使用・保管場所及び持ち出しの管理、遮へい及び飛散・流出の防止

を挙げている。出荷時における再生資材の放射能濃度の制限は、「電離則又は除染電離則の適用対象外となる濃度として、特措法の規制体系における斉一性も考慮して、8,000 Bq/kg 以下を原則とし、用途ごとの追加被ばく評価計算から算出される1 mSv/年相当濃度がこれ以下の場合、その濃度とする。」としており、1 mSv/年相当濃度については、クリアランスレベル評価コード(PASCLR2コード)を利用した評価に基づき、用途先と遮蔽条件、作業期間によって8,000 Bq/kg以下の異なる数値が設定されている。

この「基本的考え方について」では、「追加被ばく線量評価の結果によると、1 mSv/年相当濃度を決定する被ばく経路は、施工時の作業員の外部被ばくであり、この経路にお

ける 1 mSv/年相当濃度以下の再生資材を利用した場合、内部被ばく線量や施工時の敷地外での外部被ばく線量等の他の経路は十分に追加被ばく線量が低いと評価された。しかしながら、安全性に万全を期す観点から、実証試験等において、敷地境界における空間線量率や、地下水等の放射能濃度の測定の必要性を検証することとする。」とされている。しかし、敷地境界の空間線量率などの計測は「周辺住民・施設利用者」を考慮したものであり、「1 mSv/年相当濃度を決定する被ばく経路は、施工時の作業者の外部被ばく」という評価結果とは整合性のない検証方法である。最も被ばくの懸念があるのが労働者であるなら、敷地内の空間線量率や労働者の被曝量を計測し、計算評価の妥当性を検討することが必須である。その点で、「基本的考え方について」は労働者の安全を軽視しているといわざるを得ない。

また、1 mSv/年相当濃度は、遮蔽条件によって利用できる土壌の放射性濃度に異なる数値が設定されているが、労働者は遮蔽のない環境でこの除染土を取り扱うのであり、労働者の累積作業時間ごとに取り扱える土壌の放射性濃度を設定する必要がある。この点でも、「基本的考え方について」では労働者被ばくに関する検討が不十分である。

さらに、1 mSv/年相当濃度の設定において、クリアランスレベル評価コードによる評価計算では、再生資材の放射能濃度は均一と仮定している。しかし、除染土は再生利用のための処理が行われたとしても放射能濃度が完全に均一化されるわけではなく、出荷時の除染土の放射性濃度の測定による出荷制限だけでは、施工中に労働者が高濃度土壌に触れる可能性が否定できない。

それにもかかわらず「基本的考え方について」では、「再生資材を利用する施設を施工する際には、被ばく線量を個々に計測して管理することは現実的でないことから、作業者が放射線防護のための特別な措置を講じることなく施工でき、・・・」とされ、放射線管理区域での業務や除染作業とは異なり、作業場の放射能・線量測定や労働者の被曝管理を行わない旨が書かれている。これは労働者の安全よりもコストや効率を優先した、問題のある「考え方」であり、撤回されるべきである。少なくとも実証事業においては、このように取り扱って良いかどうか、実際の計測により確認されなければならない。

これらの問題点を踏まえ、以下について回答を求める。

(1) 施工における労働者の被曝量が、評価コードによる評価計算通りに電離則・除染電離則の適用対象外となるかを明らかにするために、この実証実験においては、適切な装備による安全対策と、施工敷地内のサーベイ検査を行い、各労働者の被曝量を計測・評価すること。また現在、どのような装備、サーベイ、被曝量測定、安全管理を行う予定であるか、その方法を具体的に明らかにすること。【環境省、厚労省】

(2) 評価計算で「内部被ばく線量や施工時の敷地外での外部被ばく線量等の他の経路は十分に追加被ばく線量が低いと評価された。」とされているが、この点も実証実験で確認するために、放射性物質の摂取量や内部被ばくを測定・評価すること。また、スミア、バイオアッセイ、WBC など、その測定方法を具体的に明らかにすること。【環境省、厚

労省】

(3) 除染土は放射能濃度が完全に均一化されているかは疑わしい。資材出荷時の放射線濃度測定の方法について、具体的に明らかにすること。【環境省】

(4) 福島県内において行われた再生利用実証事業（南相馬市東部仮置場および飯館村長泥地区）について、その作業における労働者の安全に関わるデータ（累積被曝量など）を明らかにすること。【環境省、環境省】

(5) 福島県内における実証事業では、取り扱う土壌の放射線濃度は「5,000Bq/kg 以下」の制限を設定していたが、今回の県外実証事業では「8,000 Bq/kg 以下」とした理由とその妥当性を明らかにすること。【環境省】

(6) 「基本的考え方について」では、「再生資材を用いた工事の計画・設計、施工、供用の一連のプロセスにおける留意点を整理した「再生利用の手引き(仮称)」を作成する。」としている。除染事業ではガイドラインが作成されたが、労働現場の実態に合っておらず、事実上意味をなさないものもあった。例えば、労働者の休憩については、被ばく低減のために全員車の中で休憩すること、それが難しければ風上で休憩すること、などといった机上の空論がガイドラインとなっていた。休憩中の外部被ばくや放射性物質取り込みを防ぐなら、きちんとした休憩所を現場に設置するか、安全な休憩所まで車で移動して休憩をとるべきである。「再生利用の手引き」の作成に当たっては、労働者の安全が担保できる実効性のあるガイドラインを作成すること。【環境省、厚労省】